

令和8年度清水濠石垣背面地質調査解析業務 特記仕様書

令和8年5月

環境省皇居外苑管理事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第2編地質・土質調査業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。

なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（令和7年4月改定）を適用し、アドレスは以下の通りである。

https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/03.html

2. この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 調査範囲

東京都千代田区北の丸公園 1-1

北の丸公園内（調査位置図を参照）

第3条 履行期間

履行期間は、休日等を含み契約の翌日から、令和8年9月11日迄とする。

尚、休日には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始の他、履行期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第4条 管理技術者

管理技術者は、下記に示す条件を満たす者とする。

- ①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者
 1. 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）
 2. 技術士（建設部門（土質及び基礎、施工計画）
 3. 国土交通省登録技術者資格（地質調査技士（現場技術・管理部門））

第5条 配置技術者の確認及び業務実績情報システムへの登録について

1. 受注者は、業務計画書（共通仕様書 1.13）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。
 - ①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
3. 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方

の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。

4. 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

第6条 関係法令及び条例の遵守等

受注者は、測量業務の実施にあたっては、測量法(昭和24年法律第188号。以下「法」という。)及び、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第7条 提出書類

共通仕様書第1.11の3テクリスへの登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、履行場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起点 東京都千代田区 緯度 35° 41' 33" 経度 139° 45' 09"

終点 東京都千代田区 緯度 35° 41' 32" 経度 139° 45' 10"

第9条 打合せ等

打合せは下記の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。また打合せ回数は3回とする。

- 1) 業務着手時
- 2) 中間打合せ（1回）
- 3) 成果品納入時

第10条 再請負

本業務について、主たる部分の再請負は認めない。

本業務における「主たる部分」は、共通仕様書1.29の1に示すとおりとする。

第11条 成果物の提出

- (1) 成果品は、紙媒体及び電子媒体(CD-R、DVDまたはHDD)で1部提出すること。
- (2) 紙報告書等の仕様

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

【参考】基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

第12条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウィルスチェックは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第13条 個人情報の取扱いについて

本業務は、「個人情報の取扱い」として地質・土質調査業務共通仕様書 1.32 の8の他に以下の内容を加えるものとする。

発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（様式を定めない）を発注者に提出しなければならない。

第15条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準は、共通仕様書に定めるもののほか、以下のもの及び調査職員が適宜指示したものとする。

- ・文化財石垣予備診断実施要領（案）
- ・文化財石垣基礎診断実施要領（案）
- ・文化財石垣対処方針策定要領（案）

第2章 業務内容

第16条 業務目的

本業務は、清水濠石垣の地質調査及び地質解析を行い、清水濠石垣復旧工事の基礎資料とするものである。

第17条 地質調査業務

① 地中レーダー探査

1. 調査位置は調査位置図に示すとおりとし、現地踏査に基づいて、詳細位置を協議する。
2. 数量は以下のとおりとする。なお、項目等の変更及びこれに寄りがたい場合は、調査職員と協議する。

数量：82m程度（12 測線程度）（測線長さ：4.5m～9.5m 深さ 3.0m程度）

② 機械ボーリング

1. 調査位置は調査位置図に示すとおりとし、現地踏査に基づいて詳細位置を協議する。
2. 深度、孔径及び孔数は以下の通りとする。なお、項目等の変更及びこれに寄りがたい場合は、調査職員と協議する。

本孔：ハーフコアφ86 深度 20m程度 1本

別孔：オールコアφ86 深度 20m程度 1本

③ 標準貫入試験

1. 機械ボーリング本孔にて行うものとし、原則としては深度1mごとに実施する。
2. 数量は以下のとおりとする。また、サンプリングを行う位置により標準貫入試験が行えない場合は、調査職員と協議する。

数量：20回程度（本孔1本×20回程度）

④ PS検層

1. 機械ボーリング別孔で実施する。具体的な位置は現地踏査に基づいて、詳細位置を協議する。
2. 数量は以下のとおりとする。項目等の変更及びこれに寄りがたい場合は、調査職員と協議する。

数量：20m程度

⑤ サンプリング

1. 機械ボーリング別孔で実施する。数量は1試料とする。なお、項目等の変更及びこれに寄りがたい場合は、調査職員と協議する。
2. サンプリングは、土質及び調査目的に適したサンプラーを選定すること。

⑥ 室内土質試験

室内土質試験は、⑤でサンプリングした試料を対象とし、以下に示す試験を実施する。

- ・物理試験：1 試料
- ・三軸圧縮試験：1 試料
- ・粒度・含水・土粒子の密度試験：6 試料

第 18 条 現場内小運搬

ボーリングマシン並びに各種原位置試験用器材は現場内小運搬運搬を見込んでいる。

第 19 条 解析等調査

共通仕様書 6.2 に規定する項目に対し、追加する項目は次に示すとおりとする。

1) 追加項目

① 築石の安定性評価（転倒、滑動）（累積示力線法）

上記の調査結果や近隣の既知の地盤調査結果をもとに、築石の転倒、滑動について、累積示力線法を用いて、現状の石垣の安定性評価を行う。

② 石垣背面全体の安定性評価（円弧すべり解析）

上記の調査結果や近隣の既知の地盤調査結果をもとに、石垣、裏込め、背面盛土、地山を含めた石垣構造全体の土層断面に対し、円弧滑り解析を実施し安定性を確認する。

第 3 章 その他

第 20 条 業務対象箇所への立ち入り

現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

第 21 条 疑義

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

第 22 条 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、調査職員の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

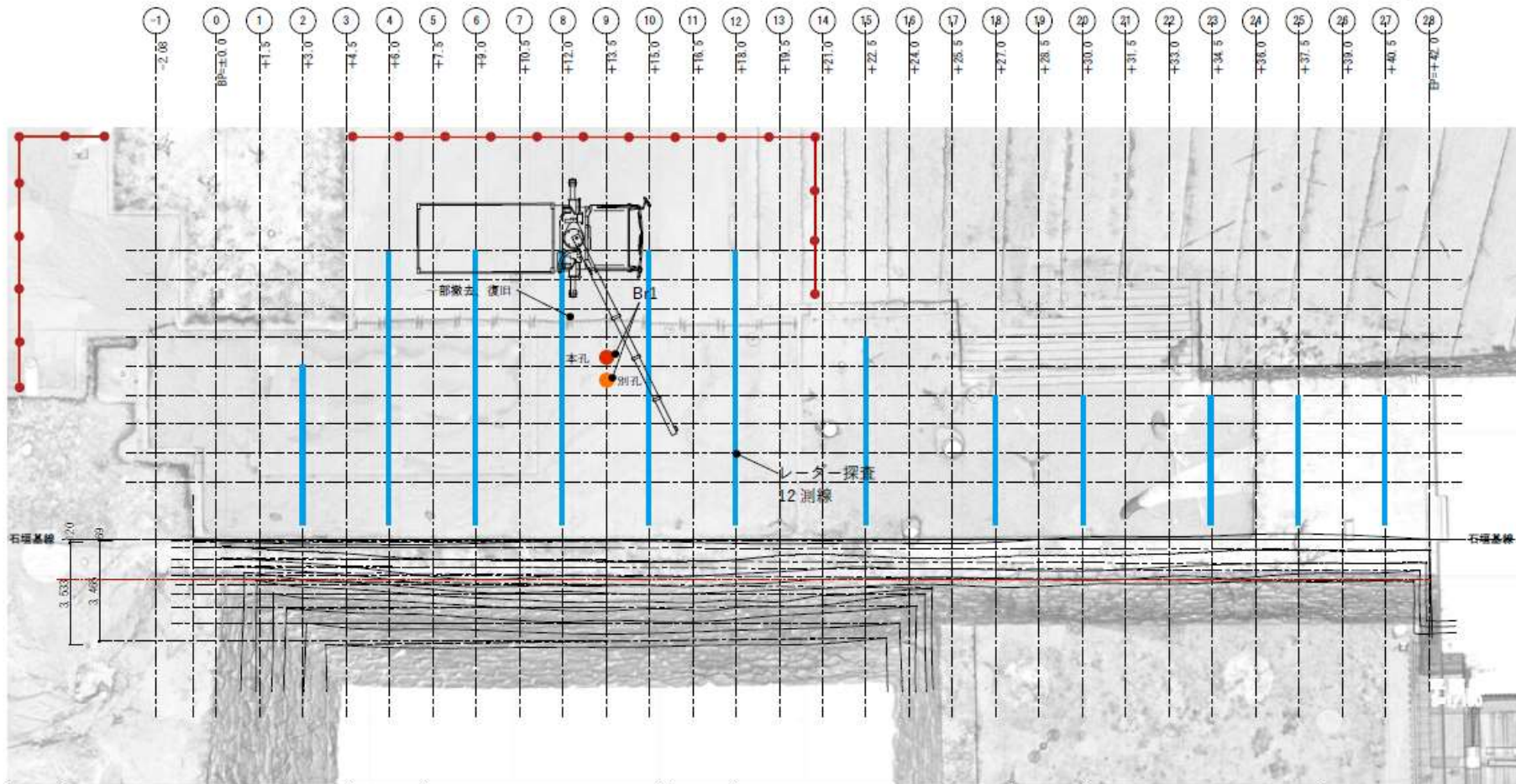
第 23 条 その他

業務の実施に当たっては、皇居外苑工事作業心得を遵守すること

位置図



調査位置図



凡例	調査項目	数量	細目
—	地中レーダー探査	12 測線 計 82m	栗石範囲の確認 (1 測線あたり 9.5m・深さ 3m まで)
●	ボーリング調査本孔掘削 (Br)	1 箇所	標準貫入試験含む (深度 20m まで) ハーフコア採取
●	ボーリング調査別孔掘削	1 箇所	深度 20m まで オールコア採取

凡例	調査項目	数量	細目
-	Br 孔内 PS 検層	1 箇所	20m 程度
-	サンプリング	1 試料	不攪乱試料採取
-	室内土質試験	1 試料	物理試験 (比重密度試験)
-		1 試料	三軸圧縮試験
-		6 箇所	粒度・含水・土粒子の密度試験